

# 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質について

## 輸入注意事項7第35号(7.5.2)

改正①輸入注意事項7第74号(7.12.26) ②輸入注意事項9第7号(9.7.30)

③輸入注意事項23第35号(23.12.21)

平成7年5月2日付け通商産業省告示第308号(輸入公表の一部を改正する告示)により、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する輸入規制の対象となる特定物質たる貨物及びその関税率表の番号等は、次の表に掲げるものとします。

関税率表の番号等	貨物名
2921.19-000	ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名 HN1)
	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名 HN2)
	トリス(2-クロロエチル)アミン(別名 HN3)
2930.90-900	0-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
	S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
	2-クロロエチルクロロメチルスルフィド
	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)
	ビス(2-クロロエチルチオ)メタン
	1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)
	1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン
	1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン
	1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン
	ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル
	ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名0-マスタード)

2931.90-000	0-アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート(0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつアルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)
	0-アルキル＝N・N-ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート(0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)
	2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)
	ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)
	トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)
	アルキルホスホニルジフルオリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)
	0-アルキル＝0-2-ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット(0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、0-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
	0-2-ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット(0-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
	0-イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロサリン)
0-ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート(別名クロロソマン)	
3002.90-100	サキシトキシン
	リシン